OSP TOP NEWS
BUSINESS INFORMATION

社内情報 '03.Vol.21

http://www.osp.co.jp

いま注目される 知的財産権とは?

人の知的活動から生まれる成果を保護する権利を知的財産権といいます。図に示すとこのようになります。

- 知的財産権
  - 知的活動による創作物に関する権利
    - 工業所有権
      - 特許権
      - 実用新案権
      - 意匠権
      - 商標権
    - 著作権
    - 著作者人格権
    - 著作隣接権
    - 植物新品種に関する権利
    - 半導体集積回路の回路配置利用権
    - その他(営業秘密等)
  - 産業活動上の識別標識に関する権利
    - 商品商標権
    - 役務商標権
    - 商号権
    - その他(不正競争行為等)

★著作権については次回詳しく特集予定!

特許権、実用新案権、意匠権、商標権を総称して**工業所有権(産業財産権)**といいます。特許庁へ出願するという手続きを経て登録され、はじめて権利化されます。

内容	適用法律 登録機関	保護期間
物または方法の技術面のアイデアのうち高度なものライフサイクルの長いもの	特許法 特許庁	出願日から 20年
物品の形状、構造などの技術面でのアイデアで早期実施可能なものサイクルの短いもの	実用新案法 特許庁	出願日から 6年
物品の形状、模様、色彩などの物の外観としてのデザイン	意匠法 特許庁	設定登録日から 15年
商品やサービスについて自他の識別力を有する文字、図形、記号	商標法 特許庁	設定登録日から 10年

Q&A

Q 日本で特許登録されると、海外でも効力がありますか?

A 日本で特許権を取得したからといって、世界の他国でも効力が認められるわけではありません。外国で特許権者になるにはそれぞれの国に出願して取得しなけらばなりません。特許権の効力は日本でしか及ばないのです。実用新案・意匠・商標の権利についても同じです。

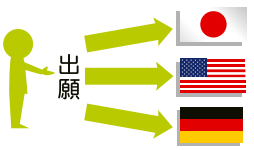

Q 同じアイデアで特許出願及び実用新案登録出願はできますか?

A 出願できません。特許出願にかかる発明と実用新案登録出願にかかる考案が同一である場合、どちらか一方しか受けることができません。

厳格審査有 20年保護 **特許権**

実用新案権 早期登録可能 無審査制 6年のみ保護

PET飲料を例にあげると…

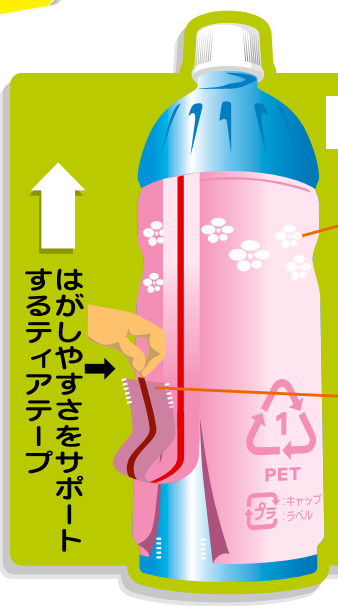

■ **意匠権**
例)容器を持ちやすくした形状や色彩、模様に関するデザイン

■ **特許権**
例)容器再利用を目的にしたラベル材料と構造に関する発明

軟包材を例にあげると…

■ **実用新案権**
例)わずかな力で容易に開封を可能にする切れ目の形状に関する考案(アイデア)

■ **商標権**
例)自社製品の信用保持のため、製品や包装に表示するマークまたその商品を識別する文字

その他、要望、ご意見等ありましたら
企画製版部企画課までお問い合わせ願います。
E-mail:shinya@osp.co.jp

次号Vol.22はさまざまな著作権の特集です。2003年4月7日発行

テーマに関するご要望・リクエストを随時承っております E-mail:kenichi@mla.osp.co.jp